

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	20	担当課	畜産課
法令名	家畜商法	根拠条項	7-1, 2	不利益処分の種類	免許の取消、事業停止命令	
家畜商法						
(昭和24.6.10 法208) 最終改正 平成11法151						
(免許の取消及び事業の停止)						
第7条 家畜商が第4条第1号、第2号、第4号若しくは第5号に該当することとなったとき、第3条第2項第2号に該当する家畜商が同号に該当しないこととなったとき(同項第1号に該当することとなった場合を除く。)又は家畜商から申請があったときは、都道府県知事は、その免許を取り消さなければならない。						
2 家畜商が次の各号の1に該当するときは、都道府県知事は、その免許を取消、又は期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。						
第10条第2項若しくは第3項、第10条の2第3項又は第10条の5第1項の規定に違反したとき。						
第11条の規定に違反したとき。						
第11条の2の規定に違反して、帳簿を備え付けず、又は必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。						
正当な事由がなく、引き続き1年以上家畜の取引をしてないとき。						